


発議第5号

平成28年9月23日

養父市議会議長 勝地恒久様


提出者 養父市議会議員

田中久一 

賛成者 養父市議会議員

勝地貞一 


同

西村禮治 


同

西谷昭徳 


同

水野雅広 

同

吉井稔 

同

北尾行雄 

同

藤原政憲 

次期介護保険制度改正における給付の見直し等に関する意見書の提出について

上記のことについて、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を養父市議会会議規則第14条の規定により提出します。

次期介護保険制度改正における給付の見直し等に関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討することが盛り込まれ、平成 27 年 12 月 24 日の経済財政諮問会議では、負担能力に応じた公平な負担、給付の適性化を図るとして、高額介護サービス費の見直し、利用者負担のあり方について 2016 年末までに結論を出すよう明記され、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で審議がなされているところです。

（ 現行の介護保険制度による福祉用具貸与や住宅改修は、軽度者の利用頻度が高く、転倒予防、骨折予防や自立した生活の継続、重度化を防ぎ、高齢者の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。軽度者に対する福祉用具貸与や、住宅改修の利用が原則自己負担となれば、特に低所得者世帯等弱者の切り捨てになりかねず、結果として、介護保険の適性化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

利用者負担のあり方では、現役並み所得者の 3 割負担、高額介護サービス費の自己負担額上限額の引上げ、補足給付のあり方など、高齢者の負担増となる内容が論議されています。負担増がサービスの利用を阻害し、重度化を招くことが懸念されます。

（ また、養父市では、少子高齢化が急速に進み、独居高齢者が多いため、介護給付費が年々増加しています。高齢者割合及び給付増に伴い介護保険料の負担が増加する現行制度においては、保険料負担が高齢者の家計を大きく圧迫している状況にあります。

（ 以上の理由から次期介護保険制度改正が、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿った内容になるよう強く求めるため、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修を原則自己負担としないこと
- 2 利用者負担の見直しにあたっては、介護の重度化を招くことのないよう十分配慮すること
- 3 介護保険料を抑制するため、公費負担割合を引き上げるなどの財政措置を講じること

平成 28 年 9 月 23 日

兵庫県養父市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

厚生労働大臣 様